

# 地区防災計画の提案に係る手続きについて

## 1 趣 旨

災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づく、地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続きについて、必要な事項を定めるものです。

## 2 計画提案者の要件

渋川市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が対象です。

## 3 提案時期

通年

※提案した日の属する年度に開催する渋川市防災会議（以下「防災会議」という。）において、審査対象となるには、防災会議開催予定日（例年5月末に実施予定）の1か月前の日の属する月の末日までに、地区防災計画の素案を次の提案場所へ提出してください。

## 4 提案場所

渋川市危機管理課（〒377-8501 渋川市石原 80 番地）

## 5 提案に必要な書類等

（1）地区防災計画提案書（様式第1号）

（2）地区防災計画の素案（紙と電子媒体（PDF）の2部）

（3）代表者が地区居住者等であることを証する書類（免許証写し、住民票抄本等）

※提案を行う団体の代表者が当該地区の居住者等であることを証明する書類については、渋川市内の自治会長ならびに自主防災組織の代表者の場合は不要

（4）登記事項証明書（事業者の場合）

## 6 提案書及び計画の素案等

渋川市防災会議において計画提案の内容を審査し、当該計画を渋川市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める必要があると認める場合は、提出された地区防災計画の素案の一部又は全部を地域防災計画に定めます。

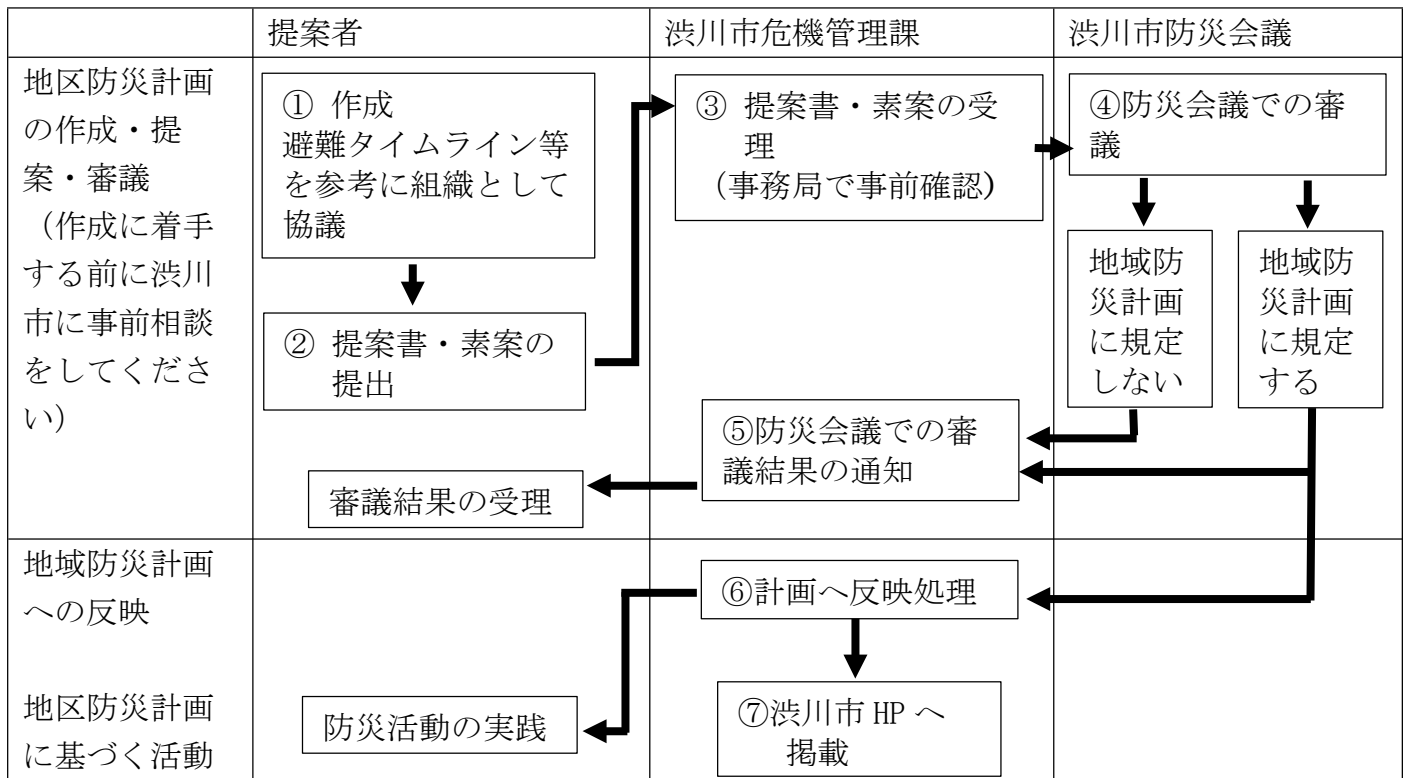
一方、渋川市防災会議において地域防災計画に定める必要がないと決定した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知（審議結果通知書 様式2）します。

## 7 留意事項

渋川市防災会議で、作成された地区防災計画を審議する主な項目は次のとおりです。

- ・ 計画作成に関して計画対象地区居住者等の間で合意や理解がなされていること
- ・ 対象地区の範囲が明確になっていること
- ・ 活動の目的、目標が決まっていること
- ・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握していること
- ・ 各種ハザードマップを参考としていること
- ・ 平常時、災害時（避難行動）の活動を検討していること
- ・ 計画の見直しについて規定していること
- ・ 渋川市地域防災計画に抵触していないこと

地区防災計画作成・提案に係る手続きの流れ



※作成前に危機管理課に事前相談していただくと気象防災アドバイザー等により助言等の作成支援をします。

※自主防災組織の総会や代表者の会議などで十分に議論し、対象となる地区の皆さんが納得し、継続して実施できる防災活動を計画してください。

※一家族や数世帯単位、単一事業所のみといった極めて限定的な範囲を対象としたものは、地区防災計画の対象とはなりません。

※防災会議における審議の結果、渋川市地域防災計画に定める必要があると認められた時は、審議結果通知書をもってその旨をお知らせします。また、渋川市地域防災計画の附則に地区防災計画名や策定年月等を掲載します。加えて、個人情報是非公開とし掲載可否を確認した上で、市公式ホームページに掲載させていただきます。